

高松地方裁判所委員会（第29回）議事概要

1 日 時

平成26年11月26日（水）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）川崎達夫，木下亨，木村斉，久利文代，小弓場文彦，豊澤佳弘，野村賢，三谷忠之，宮脇初恵（五十音順，敬称略）

（事務担当者）黒河事務局長，平野総務課長，多田総務課課長補佐

（オブザーバー）藪内民事首席書記官，山崎刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○委員，●説明者 □事務担当者）

(1) 委員自己紹介（新任の小弓場委員）

(2) 「刑事手続における犯罪被害者のための制度について」説明

山崎刑事首席書記官より，高松地方裁判所の刑事手続における犯罪被害者のための制度についての運用状況の説明をした。

その後，法廷等においてビデオリンクシステムや遮へい措置による模擬証人尋問を実施した。

(3) 意見交換

【検察庁・弁護士会の現状等説明】

■ 意見交換の前に，被害者保護制度について，検察庁の立場でどのような運用を行っているかについての御説明及び弁護士の立場で運用にどのように関わっているかについての御説明をいただきたい。

○ 検察庁における活動については，公判に至る前，公判手続中，公判終了後と大きく分けられるが，公判手続中については，先ほどの裁判所の説明とほとんど同様の内容となるので，説明を割愛する。

検察庁においては，被害者支援員制度を設けており，犯罪被害者からの様々な相談に対応し，刑事手続の概要についての説明，証拠物などの返還に関する照会に対する回答を行っている。

被害者ホットラインという電話相談窓口も設けており，被害者支援員が対応している。

被害者等通知制度により，犯罪被害者の方に対して，公判担当検察官などから，起訴した事件の概要や公判の予定，裁判結果などについての情報提供を行っている。

公判終了後においては，被告人が受刑中にどのような処遇を受けているかとか，出所の時期などの情報を，被害者の希望があれば通知しているし，二次被害の防止のために，被告人の出所予定や，出所後の住所について犯罪被害者に対して通知を行っている。

被告人が受刑している際に，仮釈放や仮退院という形で，早期に社会復帰を行う制度があるが，これに際して犯罪被害者の意見を聴取したり，保護観察を受けている被告人について，保護観察官や保護司を通じて，被害者の心情を伝達する制度もある。

○ 弁護士の立場として，私は直接被害者保護制度の運用にかかわったケースはないので，自分の信頼のおける弁護士から聴取した内容について，事例を報告する。

その事例としては，傷害致死事件であり，未成年者を含む複数の加害者から暴行を受け，

死亡したというケースである。その弁護士は、被害者の母親からの委託を受け、成人の被告人の刑事事件に関与し、法廷に出席して被告人質問を行ったり、量刑についての意見を述べたりした。また、被害者の心情についての意見陳述を行ったりした。意見陳述については、被害者の母親の書いた手紙を、弁護士が法廷で読み上げるという形を取ったとのことである。

その弁護士によると、犯罪被害者との対応を行う場面において、被害者の心情などを考えると、なかなか情報を聞き出すことが困難なケースも多いとのことである。我々弁護士が、犯罪被害者の方と接する際に一番に注意することは、二次被害を出さないことであり、この点を考えると、コミュニケーションの図り方は非常に難しくなる。

また、私自身が担当した民事事件で、元暴力団構成員に対してアパートを貸していた家主の代理人として民事訴訟を行ったが、その後当該アパートは放火の被害にあったという事件もあった。その元暴力団構成員は、放火の罪で起訴されたが、事実を否認しており、検察官から、その家主に対して証人として出廷してほしいとの依頼が来た。私は出廷するようにアドバイスし、その家主は遮蔽の措置を行った形で証人尋問を行った。

なお、先ほどの弁護士の受任に至る経緯は、法テラスからの依頼である。香川県弁護士会には、被害者支援委員会という委員会があり、その弁護士はその当時の委員長か副委員長という立場であったことから、受任に至ったということである。

弁護士会では、犯罪被害者支援精通弁護士名簿を作成しており、これを法テラス香川や犯罪被害者支援センター香川（以下「センター香川」という。）に配付しており、それらの団体からも当該弁護士に依頼が来るといった形になっている。

また、センター香川は、現役警察官や警察OBの方なども出入りしており、月に2回、弁護士会との協定により無料相談会を開催しており、ここに相談に来た方が、先ほどの名簿に基づいて弁護士に委託するというケースもある。

【意見交換】

- では、裁判所、検察庁、弁護士会の説明を踏まえて、意見交換を行いたい。
- 私は三、四年前に、岡山県で開かれた犯罪被害者の全国大会に参加し、ストーカーに娘を殺されたという被害者の話を聞き、被害者にも加害者にもなりたくないという強い印象を持った。私は保護司として、加害者の更正を支援する立場に立つことが多いが、被害者の立場について、その苦悩や辛さを体感することができて、非常に勉強になった。また、ビデオリンクによる証人尋問というものは初めて見ましたが、文明の利器を利用した非常に斬新なものだと感心した。
- ビデオリンクの機械については、年度内に更新が図られる予定であり、もっと使い勝手のよいものに更新される予定である。
- ビデオリンクの証人尋問に際して、性犯罪における利用が図られることが多いということであるが、付添の人などを証人の横に置くことなどはできないのか。
- 付添については、誰にしなければならないという決まりはないので、証言者の不安や緊張が和らぐ人であれば、裁判所の許可を得て立ち会うことができる。ただ、あくまで立ち会いであり、証言者の証言内容に影響を与えるようなことがあってはいけないので、その点は考慮することになる。
- ビデオリンクの証人尋問に際して、証言を行う部屋も見学したが、物置のような雑多な部屋だったので、その点部屋の雰囲気とか、それ専用の部屋が設けられてしかるべきではないか。
- この建物も昭和40年代に建築され、それ以降制度改正や今回の耐震化のための改修などが複数回行われており、部屋を増やすことは難しい。このため、どうしても一つの部屋を多目的に利用することは致し方ない面がある。裁判所としても、見苦しくない程

度の配慮を行うなどしたいと考えている。

- 検察庁における被害者支援制度について、3点ほど質問がある。被害者支援員は常駐しているのか。資格などはどうなっているのか。また、希望すれば、全員に支援員は付けられるのか。
- 被害者支援員は常勤の検察庁職員で、特段の資格はない。また、この制度は希望すれば、担当の支援員が付くといったものでなく、あくまで相談窓口としての支援員であるので、相談があれば対応する。
- 犯罪被害者や証人といった関係者について、被告人や関係者に会いたくないと希望した場合、裁判所への入構の時点から配慮がされるのか。また、記録の閲覧について、一般の人間は事件終局後という話であるが、これは判決の確定後という趣旨か。
 - まず記録の閲覧については、判決が確定して、検察庁に記録を引き継いだ後に検察庁で対応することとなる。訴訟当事者や犯罪被害者については、公判手続中でも記録の閲覧、謄写をすることができる。
- 入構に際しては、当該証人の出廷時間や、被告人の入廷の時間、その他の状況に応じて、訴訟関係人に見られないような配慮を行うことはある。これは入構だけでなく、裁判所から出るときにも同様の配慮を行う。
- 被害者を証人として申請するのは検察官が多いが、検察庁としては、警察などに協力を依頼して、法廷への入廷や退廷時の段取りについて、被害者本人とも打ち合わせを行う。特に被告人が暴力団関係者である場合などで、証人が畏怖しているケースなども多いので、配慮は行っているが、誰の目にも触れないということは、事実上困難であることも否めない。
- 子供女性支援センターで保護している被告人について、香川県内の裁判所で裁判を受けることとなったが、その際は裁判所職員の方が、待合室の配慮や事実上の警備などを行うとともに、警察官を待機させるなどの配慮をしてくれた。
 - 事前情報があれば、裁判所は対応ができる。待機場所についても、一般人の来ない部屋に案内することも可能である。
- 記録の閲覧、謄写を被害者が行う場合、費用はいくらか。
 - 手数料として、収入印紙150円とコピーの実費（1枚20円）が必要である。
- 刑事和解の制度の利用が低調などは残念だが、原因はどのようなところにあると考えられるか。
- 刑事和解においては、和解の内容について当事者が事前に段取りを決めてくることから、実際に支払いが可能であれば支払いまで済ませてしまうケースがほとんどであり、支払いが済めば債務名義の必要性がないことから、利用する必要がない。弁護人としても、被害弁償は実際に支払いを済ませてしまったほうが情状面でも有利であることから、できる限り支払いを済ませたいと考えており、そのことが、利用が低調である原因であると思われる。
- 被害者の代理人などを行うケースから考えても、被害にあった直後などは、なかなか被害弁償まで意識がいかないことが多い。例えば、刑事事件が終了して、一段落したところで損害賠償について考え始めるというケースも多いことから、先行している刑事裁判の手続中に損害賠償について検討されるケースは少ない。
 - 損害賠償命令についてはどうか。
- 私自身は担当していないが、他の裁判官の係で係属している。ただ、損害賠償命令については、回数制限があることから、この期間内に本人の納得が得られなければ、民事訴訟に移行してしまうということになる。
 - 損害賠償命令については、審理することになると思うが、和解勧誘なども行うのか。

- 和解も行う。
- 犯罪被害者の支援制度については、犯罪による被害を受けて初めて意味をなす制度であることから、なかなか積極的に広報をはかるという性質のものでもないが、立法の方向性としては、制度の拡充が進んでいくことになると思われることから、その点について、制度についての意見などを承りたい。
- 売店のパンフレット置場に、パンフレットの備え置きがないようだが、備え置かないのか。
- 刑事部の窓口で交付している。
- 警察主催の犯罪被害者支援の会議に出席したが、警察においてもかなり犯罪被害者に対する対応については丁寧に行っている。そういう関係機関へのパンフレットの配布は行っているのか。
- 少量は配布しているが、今後配布する量について検討する。
- 公判の予定などについては、裁判所から被害者への通知はしているのか。
- 検察庁において、通知を希望する被害者に対しては被害者通知を行っている。
- 裁判所としては、公判開始前にあらかじめ被害者と接触することは困難なので、検察庁からの連絡を受けることで様々な配慮を行うケースが多くなっている。
- 刑事裁判では、第一回期日より前には裁判所は起訴状以外の情報を有していないことから被害者についての詳細な情報が分からない。そのため、検察庁からの情報がなければ、配慮を行うことも難しい。

5 次回予定

平成27年5月29日（金）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）未定（追って裁判所で検討のうえ通知する。）